最終更新日：2018年12月28日

株式会社プレミアムウォーターホールディングス
代表取締役社長　萩尾　陽平
問合せ先：03-6864-0980
証券コード：2588
http://premiumwater-hd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的向上を目的に、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的であると考えております。今後も適切なコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－2】
当社の株主構成（全株主に対する外国人の比率は1%未満）等を勘案し、現時点においては議決権の電子行使の採用及び英文による招集通知の作成を行っておりません。今後、必要に応じての検討課題と致します。

【原則2－6】
該当する企業年金制度を導入しておりません。

【補充原則4－8－1】
独立社外者のみを構成員とする会合は実施していませんが、今後は独立社外者を構成員とする会合を定期的に開催することを検討いたします。

【補充原則4－10－1】
当社において、取締役・監査役候補者の指名および執行役員の選任については、取締役会で審議のうえ決定していること、また、報酬の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、取締役会にて適切に決定しておりますが、任意の諮問委員会等の設置については今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4 いわゆる政策保有株式】
当社は、純投資以外の目的で保有する株式を政策保有株式とし、その取得及び保有を、以下の方針に従って実施いたします。
(1)政策保有株式のうち、持分法適用会社への株式投資については、経営参画を通じた出資先にかかる企業価値の向上、持分法利益の拡大等を目的して実施しております。また、持分法適用会社以外の会社への株式投資については、事業機会の創出、取引又は協業関係の構築、維持、強化等のための手段の一つとして行うことにしております。
(2)政策保有株式については、事業機会の創出、取引又は協業関係の構築、維持、強化等の蓋然性を審査し、かつ、保有目的に基づく経済的合理性が認められた場合に限り保有を行うとともに、取締役会で審議のうえでこれを決定いたします。
(3)毎年保有する政策保有株式についてその必要性及び合理性を検証し、取締役会でその保有意義及び方針を見直します。この見直しの結果、政策保有株式の保有意義が希薄になったと認められた場合には、売却により政策保有株式の縮減を進めていく方針といたします。
(4)政策保有株式にかかる議決権行使については、その議案が当社の保有方針に適合するか否かに加え、非財務情報等を勘案して、中長期的な株主利益の向上及経済的合理性等を総合的に勘案して行います。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社が関連当事者間の取引に該当する取引等を行う場合には、法令および社内規定に則り、適切な承認手続きを実施することとしております。なお、当該取引を実施した場合には、法令の定めに基づき、重要な事実を適切に開示します。

【原則3－1　情報開示の充実】
(1) 当社は、安心安全でおいしい「Japan Premium」な天然水を消費者に届けることをその企業理念とし、その達成のために各水源地域の自然を守り、雇用の創設や地域の活性化に貢献してまいります。また、この社会的意義を当社グループの従業員と共有し、全てのステークホルダーに愛される会社になるため、日本中の水源を開拓し、日本各地の消費者にご利用いただくことにより日本の天然水のおいしさの価値を日本の消費者に発見いただき、そして世界にもこれを発信していくことを目指してまいります。

(2) 当社は、企業価値の継続的向上を目的に、経営の透明性と健全性の確保及び環境の変化に迅速・適切に対応できる経営機能の強化がコーポレート・ガバナンスの重要な目的であると考えております。

(3) 当社では株主総会の決議による報酬総額の範囲内で、業績等を勘案したうえで、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。

(4) 当社は執行役員制度を導入しており、執行役員規程に基づき、会社の業務に精通し実行力および識見に優れ、職務を遂行するのにふさわしい者を取締役会決議により執行役員に選任しております。

(5) 個々の選任理由は、当社ホームページ（http://premiumwater-hd.co.jp/）に掲載している定時株主総会招集ご通知に記載しております。

【補充原則4－1－1】
当社の取締役会は、定款および法令で定められた事項のほか、「取締役会規程」で定められた事項の審議・決議を行っております。それ以外の業務は、「職務権限規程」に基づき業務執行を委任しております。なお、業務執行の最高機関は経営幹部会であります。

【原則4－2】
当社は、業務執行取締役5名、常勤監査役1名、内部監査室及びリスク対応部署の構成員からなるリスク管理委員会を設置し、当社グループに係るリスクの抽出、及び個別のリスクについての対応策の立案、実施、モニタリングを行い、かかる活動の結果を取締役会に報告しております。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、2名の独立社外取締役を選任しております。当該社外取締役は豊富な見識・経験があり、取締役会にて意思決定を行う際には積極的に発言し、企業価値の向上に貢献しています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、社外取締役2名、社外監査役2名をそれぞれ選任しておりますが、全員独立役員として東京証券取引所に届出を行っています。なお、独立性判断基準については、東京証券取引所の上場規則に定める独立役員の基準に準拠しています。

【補充原則4－11－1】
当社は、株式会社光通信グループの一員としての企業価値向上のため、同社役職員より若干名を取締役として選任するほか、性別、国際色に配慮しつつ、営業、経営企画、財務、IR等各分野において豊富な見識・経験を有する人材を選任することとしております。なお、当社は女性役員1名、外国人役員1名を選任しており、役員の多様性に配慮しておりますが、今後の業容拡大等を踏まえ適宜役員の構成の見直しを行ってまいります。

【補充原則4－11－2】
当社は、取締役および監査役の他社での兼任状況について、株主総会招集通知や有価証券報告書にて、毎年開示しています。なお、取締役和田英明氏が親会社である株式会社光通信の取締役副社長を兼務しておりますが、合理的な範囲内の兼務にとどまっており、当社の取締役の役割・責務を果たすことに影響を及ぼすことはないと認識しております。

【補充原則4－11－3】
当社は、事業年度ごとの取締役会全体の実効性について、取締役会における各取締役の自己評価をベースとして、取締役会の構成、運営状況、審議事項、審議資料、議案説明のレベル、社外役員への支援体制等の項目についてそれぞれ分析し評価することにいたしました。2018年3月期の取締役会の実効性に関する分析・評価を行った結果、おおむね実効性が確保されているとの結論に至りましたが、資料提供の早期化などの点において課題があることも確認されました。今後も取締役会の有効性評価を基点に課題の共有を行い、取締役会全体の実効性の確保に努めていきます。

【補充原則4－14－2】
当社は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割や責務を果たすため、取締役がその役割や責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新を図るために有用なトレーニングの機会や情報を、各取締役の能力・知識等の状況に即した必要性に応じて、当社の費用負担により、適宜提供するものとします。

【原則5－1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社では、経営管理本部 財務経理部をIR担当部署としたうえで企業情報を適切に開示するとともに、株主からの対話の依頼に対しては、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう合理的な範囲で対応しております。また、株主や投資家に対して決算説明会を年2回開催しており、説明会会場にお越しになれない株主・投資家向けに当社ホームページにてその決算説明会資料を掲載しております。なお、インサイダー取引の未然防止を図るために社内規程を整備し、インサイダー情報を適切に管理するとともに、株主・投資家との対話に際しては、インサイダー情報を伝達しないよう十分な注意を払っております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ブロードピーク	9,463,150	34.87
株式会社総合生活サービス	6,233,400	22.97
株式会社光通信	4,811,870	17.73
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ六号投資事業有限責任組合	1,082,100	3.98
萩尾　陽平	1,131,500	4.10
プレミアムウォーターホールディングス従業員持株会	417,890	1.53
金本　彰彦	434,820	1.61
木下　政弘	342,910	1.26
日本テクノロジーベンチャーパートナーズP2号投資事業組合	276,900	1.03
今泉　貴広	330,260	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	株式会社光通信　(上場:東京)　(コード)　9435

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、親会社からの独立性の確保を前提とした事業運営を基本方針としております。親会社との取引にあたっては、市場実勢価格や市場金利等を勘案のうえ、合理的な判断に基づき取引条件等を公正かつ適正に決定しております。また、これらの取引の決定については、取締役会等が当社の社内規程等に基づいて親会社とは独立して最終的な意思決定を行っており、少数株主の利益を損ねることがないように留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
トビー・バートレット	他の会社の出身者											
有田　道生	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
トビー・バートレット	○	独立役員に指定しております。	同氏は、当社からの独立性を有するほか、主に小売事業会社を対象とするファンドマネージャーとしての経験と当該経験を通じて培った企業分析及び投資分野における高度の専門性に基づき、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言及び監督を行っていただけるものと判断したため、同氏を新たに社外取締役に選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。

有田　道生	○	独立役員に指定しております。	同氏は、当社からの独立性を有するほか、主に企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社の持続的な企業価値向上に向けて、業務執行取締役の職務の執行に対する適切な助言及び監督を行っていただけるものと判断したため、同氏を新たに社外取締役に選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人の監査計画と連携した年間監査計画を立案し、会計監査の実施報告を受けるほか、監査役は必要に応じて会計監査人の監査に立ち会っております。また、会計監査人との意見・情報交換を随時行うなど、緊密に連携しております。
また、当社は代表取締役直轄部門として内部監査室を設置しており、監査役と内部監査専任担当者は定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高橋　邦美	他の会社の出身者													
内田　正之	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　邦美	○	独立役員に指定しております。	同氏は、企業経験者としての豊富な見識･経験を有しており、独立した立場から経営全般の監視と客観的かつ有効な助言が期待され、取締役会の監督機能を強化できるものとして社外監査役に選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。
内田　正之	○	独立役員に指定しております。	同氏は、弁護士としての豊富な専門的見識･経験に基づき、独立した立場から客観的かつ中立的に監査を行うことができると期待され、取締役会の監督機能を強化できるものとして社外監査役に選任いたしました。 また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、当社との間に特別の利害関係がないことから、一般株主と利害関係が生じるおそれのない独立性が確保されていると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

常勤取締役に対し、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、取締役及び従業員に対しストックオプションを発行しております。各対象者の割当個数は、各対象者の職責や業績への貢献度を考慮し、取締役会にて決定の上、付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期における取締役の年間報酬等の総額は、12名に対し123百万円であります。
ただし、年間報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成29年6月28日開催の第11期定時株主総会において、取締役の報酬を年額250百万円以内（うち、社外取締役については年額20百万円以内）と定めており、その範囲内で業績等を勘案した上で取締役会で決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員に対する取締役会開催通知その他事務連絡については、経営管理本部 法務部が担当しております。また、重大な事項が発生した場合には、代表取締役が直接各社外役員と連絡を取る場合もあります。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

ⓐ 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役12名（うち、社外取締役2名）で構成しており、会社の事業運営に関する重要事項、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項に関する意思決定をしております。原則として月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ⓑ 監査役会・監査役

当社の監査役会は常勤監査役1名と非常勤監査役3名（内、社外監査役2名）で構成しており、毎月1回の監査役会を開催するほか、必要に応じて監査役間の協議を行い意見交換することにより、取締役の法令・規程等の遵守状況の把握や、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

ⓒ 経営幹部会

当社は、取締役会による管理・監督のもと、業務執行の最高機関として経営幹部会しております。経営幹部会は、常勤取締役のほか、取締役会にて選任された上級執行役員で構成しております。

経営幹部会は取締役会への付議事項の審議のほか、「職務権限一覧表」に定めた決裁事項に基づき、会社の重要な事項の審議・決裁・承認・報告を行い、迅速な意思決定を実現しております。

ⓓ 役員報酬の決定方法等

取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の報酬額については、取締役については取締役会にて決議しております。監査役については監査役会の協議により決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社では、経営の意思決定や監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能強化を図るべく、取締役会のほかに業務執行の決定機関として経営幹部会を設置しております。

取締役会は経営上の重要な意思決定機関とし、経営幹部会は取締役会の管理・監督のもとにおける業務執行の最高機関と位置づけております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知のデータを法定期限の前に東京証券取引所や自社のホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算説明会（5月）、第2四半期決算説明会（11月）を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は開示資料、その他投資判断に有用と思われる情報はすべてHP上に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理本部 財務経理部が当該業務を担当しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「企業理念と行動規範」において、「あらゆるステークホルダーから信頼される、『透明性 の高い企業』 になる」旨を定めております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	平成23年8月8日に富士吉田工場がISO9001の認証を取得いたしました。 また、東日本大震災の直後より「『新しい命を救う』プロジェクト」を立ち上げ、福島県及び茨城県 の被災地の産婦人科や保育施設等に当社製品を継続して届けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(a)当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
1) 当社グループの取締役および使用人は、社会倫理、法令、定款および各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行います。
2) 当社の取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の当社グループにおける職務の執行に関する社内規程を整備し、当社グループの使用人はこの社内規程に従って業務を執行します。
3) 当社グループのコンプライアンス体制の整備および遵守に関する状況は、各部門責任者を兼ねる執行役員が参加する会議体を通じて取締役および監査役に対して報告を行います。また、各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備および推進に努めます。
4) 当社は代表取締役直轄の内部監査室を設置し、当社グループの各部門の業務執行およびコンプライアンスの遵守状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役および監査役に報告します。
(5) 当社グループの定款、法令、社内規程等への遵守の実効性を確保するため、当社グループ共通の内部通報制度を設置し、内部通報に関する総括部署として当社の経営管理本部を指定します。また、外部からの通報についても、この統括部署が適切に対応します。
(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
1) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令および「文書管理規程」「稟議規程」その他関連規程等に基づき、適切に保存および管理します。
2) 取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとします。
(c)当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1) 当社の取締役会は、当社グループにおけるコンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティおよびシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。また、当社グループにおいては、これらの社内規程に基づき、業務遂行の手順を定めるマニュアル等の整備を行うことにより、リスクの発生の防止に努めます。
2) 当社グループにおけるリスクを統括する部門は当社の経営管理本部とし、組織横断的リスク状況の監視および全社的リスクへの対応を行います。
3) 当社グループの各部門の責任者は、それぞれ所管する事業に付随するリスクを常時把握し、リスク対策の必要性の有無の検討、リスク低減の対策の実施、実施したリスク低減のための対策の評価、検証、改善等の状況を経営管理本部に報告を行うものとします。経営管理本部は、この報告を受けて、定期的または適宜に、取締役および監査役に対して当社グループのリスク管理状況等の報告を行います。
4) 当社グループに不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の「対策本部」を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えます。
5) 内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとします。代表取締役は、その内容を定期的に経営幹部会において報告し、経営幹部会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
(d)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1) 取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を行い、執行責任の明確化および業務執行の迅速化を図る観点から執行役員制度を採用します。
2) 取締役会は月に1回定期的に、または必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画および年次予算を含めた経営目標の策定および業務執行の監督等を行います。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案･実行します。
3) 執行役員は、当社の代表取締役の指示のもと、取締役会決議および社内規程等に基づき自己の職務を執行するものとします。経営幹部会は執行役員等から取締役および監査役に対して状況報告を行うほか、会社経営に関する情報を相互的に交換し、必要に応じ、あるいは取締役会の求めに応じて、取締役会に対し、経営政策、経営戦略を進言するものとします。
4) 各部門においては、「職務権限規程」および「業務分掌規程」に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性および効率性を確保します。
(e)当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制および子会社における職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
1) グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議を行います。
2) グループ会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づき、当社の経営管理本部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼任するものとします。また、取締役は当該会社の業務執行状況を監視･監督し、監査役は当該会社の取締役の職務執行を監査します。
3) 当社の監査役および内部監査室は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役および使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとします。
(f)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1) 監査役は、経営管理本部の使用人に監査業務に必要な事項を指示することができます。指示を受けた使用人に関する監査業務に係る指揮命令権は監査役に委嘱されるものとし、その指示を受けた期間中は、監査業務に関して取締役並びに部門長その他の使用人の指揮命令を受けないものとします。
2) 監査業務に従事する使用人が監査役の職務を補助すべき期間中に行う当該使用人に対する人事考課、異動、懲戒等については常勤監査役の同意を要するものとします。
(g)当社グループの取締役等および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社の監査役への報告および報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
1) 当社の監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役および使用人に説明を求めることができることとします。
2) 当社は、当社グループの取締役および使用人等が、当社グループの業務等に関し、法令、定款または社内規程に違反する事実の発生またはそのおそれ、もしくは業務または業績に重大な影響を与える事象の発生またはそのおそれを知ったときに直ちに当社の監査役に報告できるために必要な体制を整備します。また、当社は、当社の監査役がこれらの事項について当社グループの取締役および使用人等に対して報告を求めることができるために必要な体制を併せて整備します。さらに、当社は、これらの報告を行った当社グループの取締役および使用人等が当該報告を理由として不当な取扱いを受けないことを確保する体制を整備し、その旨を当社グループに周知します。
(h)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1) 当社の監査役は、内部通報制度の統括部署および内部監査室と適宜必要な意見交換、情報交換等を図ること等によりこれらとの連携を保ち、当社の監査役の監査の充実化を図る。また、当社の監査役は、監査の実効性を確保するため必要があると認めるときは、内部監査の計画および結果の報告を求め、もしくは内部監査室による内部監査への立会い、またはその実施を要請します。
2) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、会計監

査人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとします。
(i)当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、当社の監査役からその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求を受けたときは、当該職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
(j)当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、内部統制システムの構築に関する基本方針および関連規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備および運用を行います。
(k)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況
1) 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化します。また、当社グループの取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
2) 当社の経営管理本部を反社会的勢力に対する対応統括部署と位置付け、反社会勢力に係る情報の一元管理・蓄積等を行います。また、当社グループの役員および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し、周知を図る。
3) 反社会的勢力による不当要求の発生に備え、前号の対応統括部署は、警察および顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とはいかなる関係も持たず、不当要求等については一切提供しないものとして毅然とした態度で対応することを方針としており、当社の主要な会議体や、全社員集会などの機会を利用して定期的にその内容の周知徹底を図っております。
当社における反社会的勢力排除体制として、「反社会的勢力対策に関する規程」を制定し、反社会的勢力対応部署及びその責任者を経営管理本部及び経営管理本部長と定めております。
新規取引先について、経営管理本部 法務部において記事検索システムにより審査した後、経営管理本部長が反社会的勢力の該当性を判断し、少しでも疑いのある場合は、反社会的勢力ではないことが確認できるまでは取引を認めないこととしております。既存取引先に対しても、原則として継続取引先で前回調査実施から1年以上経過している取引先について同様の調査を行うものとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

---

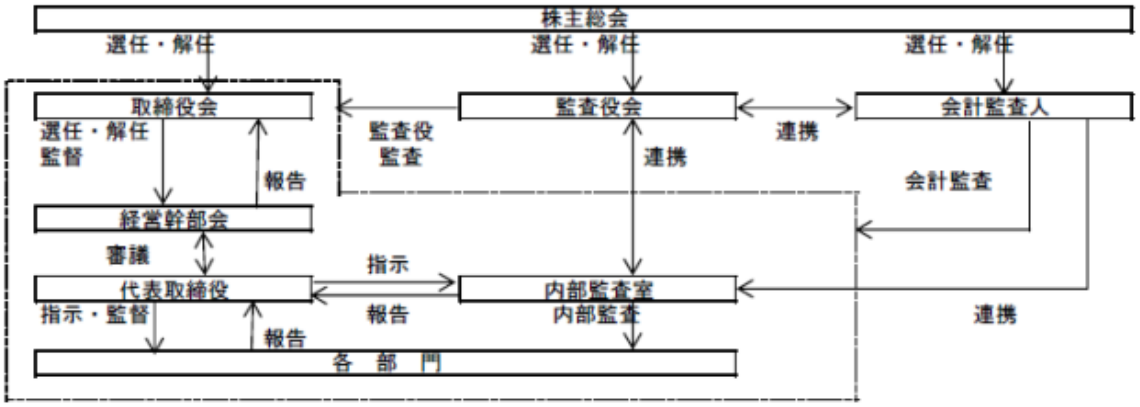
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。株主、投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーが、的確な投資情報を適時・適切に入手し、当社を適正に評価いただくことを目的としております。

当社は、月次決算制度を構築しており、毎月の取締役会において業況の確認及び予算と実績との差異を把握・分析し、リアルタイムに対応・対策をとっております。また、市場環境や顧客動向などの必要な情報の収集、分析も常に行っております。収集された情報は、逐次、情報開示責任者に集められ、所要の検討・手続きを得たうえで公表すべき情報は、適時に公表されることとされています。

このように、当社では、適時開示が十分行える体制を既に構築しておりますが、業容の成長に伴う会社規模が拡大していくなかで、今後もその体制強化を検討してまいります。また、役員を始め、全従業員に対する適時開示の重要性の周知、啓蒙活動にも注力してまいります。

【コーポレートガバナンス体制（模式図）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

